

河川維持修繕費 (うち地域密着型・河川維持管理モデル事業)

1. 事業概要

「河川の維持管理の効率化」と「県内の小規模建設事業者の経営改善」の二つの課題の解決につなげるため、除草や河床整正等の河川維持業務について、地域に精通した地元の小規模建設事業者が大型機械を活用して計画的に取り組むことができるよう、一定期間継続して委託するもの。

2. 事業内容

【実施予定：県内4箇所】

● 河川の維持管理の効率化

県が貸与する大型機械の活用による維持管理の効率化や流下能力対策の効果が継続する維持管理手法の検討

● 県内の小規模建設事業者の経営改善

一定期間（2か年）継続して計画的に業務に取り組むことによる小規模建設事業者の経営改善効果の検証

▼大型機械を活用した作業状況の例



草刈り装置を取り付けたバックホウによる堤防除草作業



ブルドーザによる河床整正作業
(川底を均し、流下能力の維持を図る)

県土整備部

河川課 河川管理担当 TEL 023-630-2619

建設企画課 建設業振興担当 TEL 023-630-2658

やまがたの家需要創出事業費

～県内大工・工務店が工事する住宅リフォーム・住宅新築を支援～

1 目的

県内大工・工務店が工事する住宅リフォーム・住宅新築を支援し、県内住宅産業を下支えする。

2 事業概要

- (1) 住宅需要喚起対策としつつ住宅の安全性等が高めるために事業を組替え、県内大工・工務店が工事する住宅リフォーム及び住宅新築に対する支援を継続して実施
- (2) 補助対象や補助金額をわかりやすく見直し
- (3) 住宅リフォーム支援は市町村との協調補助事業として見直し

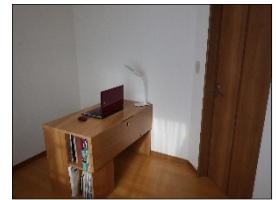
3 事業内容

(1) 住宅リフォーム支援【継続・見直し】

支援対象工事を含む住宅リフォームについて、県と市町村が協調して補助金を交付

支援対象工事	補助率・上限額
耐震改修	50%・80万円 (県25%・市町村25%)
①新・生活様式対応 ②減災・部分補強 ③寒さ対策・断熱化 ④バリアフリー化 ⑤克雪化 ⑥県産木材使用	20%・24万円 (県10%・市町村10%)

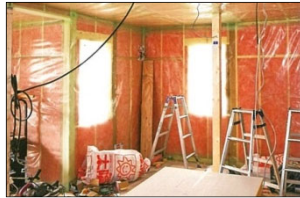
【新・生活様式対応の例】
宅配ボックスの設置、テレワークスペースの設置



【減災・部分補強の例】
壁に構造用合板を設置、防災ベッドの設置



【寒さ対策・断熱化の例】
外壁に断熱材を設置



【バリアフリー化の例】
廊下に手すり設置



【克雪化の例】
屋根に融雪設備を設置



(2) 住宅新築支援【継続・見直し】

県産木材を使用した質の高い住宅を新築する場合、住宅ローンの利子の一部を県が10年間負担

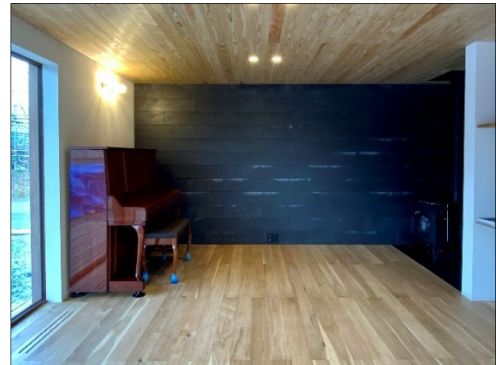
住宅タイプ	要件	利子補給最大額
やまがた健康住宅型	やまがた健康住宅認証、県産木材使用 (50%以上)	約 70万円 利子補給率 0.5%
県産木材多用型	県産木材使用 (100%以上、 使用量の要件なし)	



【やまがた健康住宅】



【県産木材を一定割合使用】



建築住宅課 住まいづくり支援担当
TEL 023-630-2649

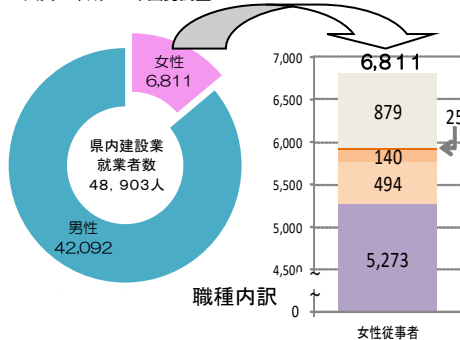
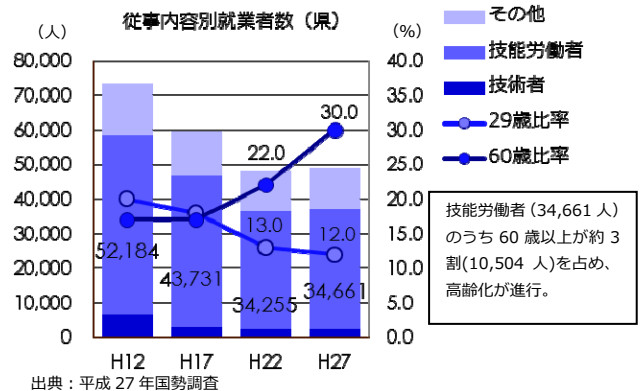
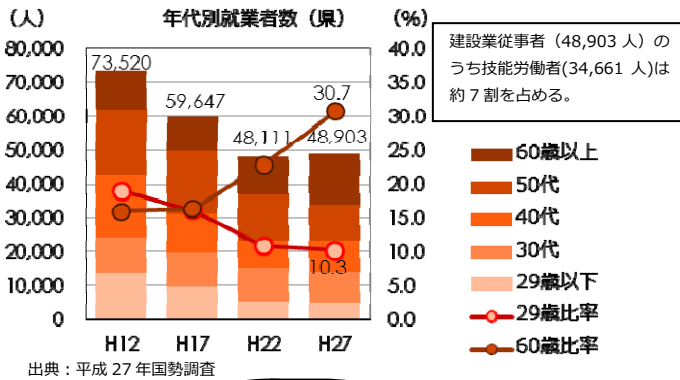
建設産業の振興対策

人材確保・育成の取組に対する支援

建設業人材確保・育成緊急対策事業費

1 事業概要

建設業従事者の高齢化、担い手不足が課題となっている現状において、建設現場で直接施工を担う技能労働者の確保・育成や女性技術者の入職促進の事業を行っていく。



将来の建設業を担う、多様な人材の確保・育成が重要

2 事業内容

① 建設業技能労働者確保・育成支援事業

建設業における技能労働者の確保・育成に向けた専門工事組合等の取組に対して支援する。

② 女性進出促進事業

建設業での女性の活躍を推進するため、建設業に関心を持つ高等学校女子生徒等が女性技術者の働く県内の現場を見学する「けんせつ女子ツアー」を開催する。

建設業界のイメージアップ

社会資本整備理解促進事業費

1 事業概要

小中学生を対象として、未来の山形の姿や、河川の安全利用、土砂災害の防止をテーマにした絵画コンクールを実施する。

2 事業内容

県土未来部門、河川部門、土砂災害防止部門の3部門で実施する。このうち県土未来部門では、未来の山形の姿(道路や空港、道の駅など)をイメージして絵に描いてもらうことで県土インフラに対する興味とともに、郷土愛の醸成、建設業のイメージアップを図る。



建設企画課 建設業振興担当
TEL 023-630-2658

やまがたの木造住宅建設担い手育成事業費

1 事業概要

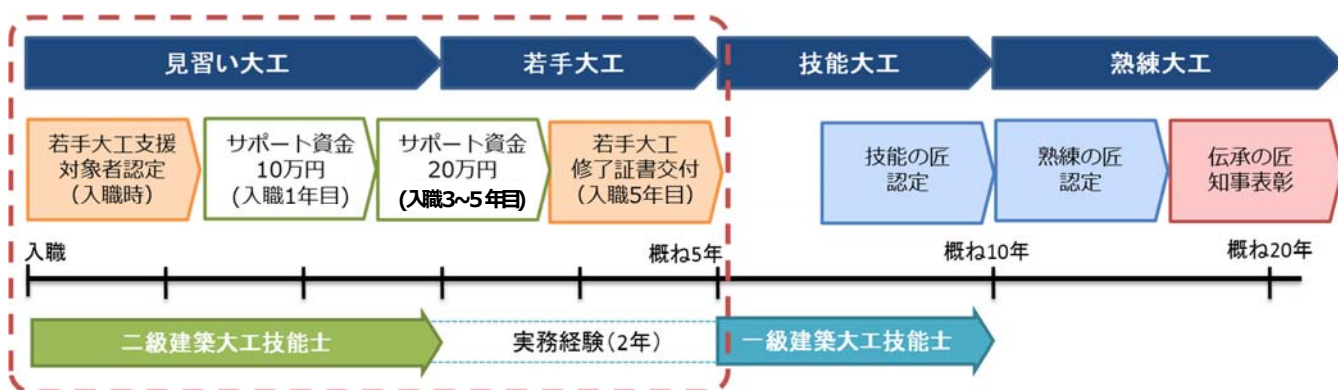
県内住宅関連産業の活性化と大工技能者の育成のため、次の取組みを行う。

- (1) 若手大工技能習得サポート資金の交付
- (2) 大工の魅力を伝えるセミナーの開催支援（未来の匠育成事業）
- (3) 木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定
- (4) 木造住宅建築担い手育成者の表彰（木造建築伝承の匠）
- (5) 住宅情報総合サイト「タテッカーナ」による住宅関連情報発信

2 事業内容

(1) 若手大工技能習得サポート事業

- ・新規入職から概ね5年間で「若手大工育成支援プログラム」とし、大工を育成
- ・新規入職者を支援対象に認定し、資格取得や技能習得を条件として資金を直接交付
- ・プログラム修了時に、技能習得の状況を確認し修了証書を交付



(2) 山形の家づくり「未来の匠」育成事業

若者に大工職の魅力を伝えるためのセミナー開催支援（高校生対象）

(3) 木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定

高い技術と経験を有する大工技能者を認定

(4) 木造建築「伝承の匠」知事表彰

木造住宅建築にすぐれた技能、経験を有し、後継者を育成した大工技能者を表彰

(5) 住宅建築情報交流事業

住宅情報総合サイト「タテッカーナ」により以下の情報を発信

- ・国、県、市町村が行う支援策情報
- ・住宅建築の伝統技術や職人紹介
- ・住宅建築の実例紹介（新築・リフォーム）